

集落営農・法人化とは

《集落営農 編》

1. 集落農業の組織化・法人化のねらい



集落農業の組織化・法人化が推進されていますが、そのねらいは何ですか？

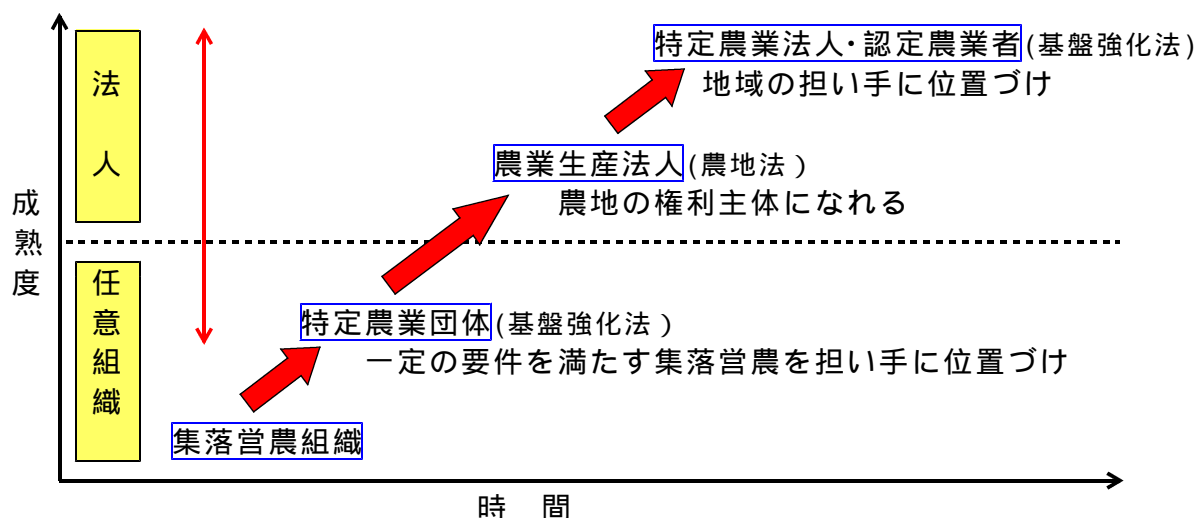


島根県では過疎化、高齢化の進展や基幹的農業従事者の減少に対応して、地域ぐるみで営農を展開していく、いわゆる「集落営農」を推進してきました。その結果、平成22年3月現在、580の集落営農組織が設立され、生産コストの低減や集落農地の維持管理等に大きな役割を果たしています。

しかし、「米政策改革」や「経営安定対策等大綱」など最近の農業情勢に対応するには共同利用型・作業受託型から協業経営型へ、任意組織から法人へと地域農業の担い手としての集落営農組織の育成が求められてきました。

特に平成19年度から実施された「経営所得安定対策」、平成22年度からの戸別所得補償制度において担い手として位置づけられようになり、今後の島根県農業の担い手となりうる集落営農組織の育成が緊急の課題となっています。

【集落営農の発展方向】



【集落営農の政策的位置づけ】

「米政策改革大綱」(H14.12)

集落営農のうち一定の要件を満たすものを「集落型経営体」として認定農業者と並ぶ水田農業の担い手(稲作担い手経営安定対策の対象者)として位置づける。

「農業経営基盤強化促進法」の改正(H15.9)

任意の集落営農組織のうち経営主体としての実体を有する農作業受託組織について地域における農地利用集積を図る相手方として農用地利用規程に「特定農業団体」として位置づける。

「新たな食料・農業・農村基本計画」(H17.3)

集落営農のうち一元的に経営を行い、法人化する計画を有するなど経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置づける。

「経営安定対策等大綱」(H17.10)

品目横断的経営安定対策の対象者として、認定農業者のほか、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織(特定農業団体等)を位置づける。

「食料・農業・農村基本計画」(H22.3)

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。

2. 集落営農とはどのようなもの



集落営農とはどのようなものですか？

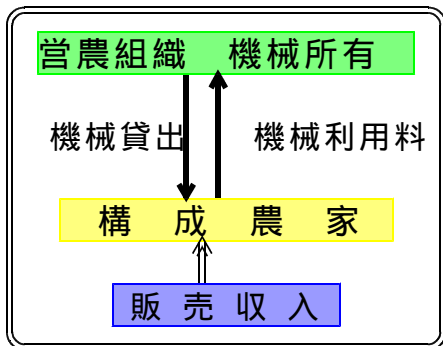
集落営農とは『1集落または数集落を単位として組織された営農組合等を中心に、集落ぐるみで地域全体の農業生産の効率化と所得の向上を図り、合理的な農業を展開していく営農』のことです。

具体的な活動内容としては次のような取組があります。

1. 効率的・計画的な土地利用
2. 機械・施設の共同利用
3. オペレーターの確保、能力や適正（兼業農家高齢者、女性等）に応じた農作業の分担
4. 高収益作物の導入 など

また、機械の利用方法や運営方法等により次の3つに分けることができます。

共同利用型

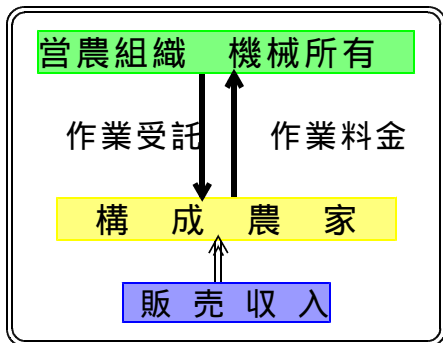


機械を共同所有し、共同利用・共同作業を行う形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	あり（機械費）
労働力の補完	小
転作の集団化・団地化	小
組織の安定性・発展性	小

作業受託型

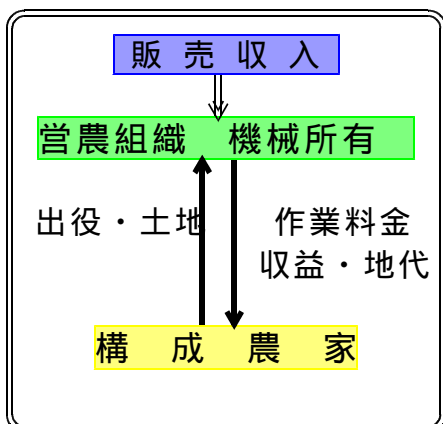


機械を共同所有し、特定のオペレーターが農作業を実施する形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	大（機械＋労働費）
労働力の補完	あり（機械作業）
転作の集団化・団地化	小
組織の安定性・発展性	あり

協業経営型



機械利用や労働（農作業）だけではなく、土地利用や農産物の販売・出荷も一元的に行う形態

《期待される集落営農の機能と効果》

集落営農の機能	効果
生産コストの低減	大（生産全般）
労働力の補完	大（生産全般）
転作の集団化・団地化	大
組織の安定性・発展性	あり